

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概要表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出入者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出入者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

23 UAE

23.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

(1) 概要

アラブ首長国連邦（UAE）は、アブダビ、ドバイ、シャールジャ、フジャイラ、ラアス・ル・ハイマ、アジュマーン、ウンム・アル・カイワインの7つの首長国から構成される連邦国家である。UAEの知的財産権法は連邦法であり、これら7つの首長国すべてに適用される。模倣品に関する民事及び刑事措置、並びに行政上の取締措置は、各首長国がそれぞれ管轄を有する。本稿では主にドバイにおける対応について記載する。

(2) UAEにおける模倣品取締りについて

UAEにおいて模倣品に対して取りうる行政措置として、税関による水際措置、経済開発庁（DED）による市場での取締り、警察による市場での取締りがある。税関による水際措置については後述（23.1.1）する。

模倣品対策に係る主な行政機関としては、例えばドバイでは以下のものがある。

表1 ドバイにおける模倣品対策に係る主な行政機関

行政機関	英文名称（略称）	主な役割
ドバイ経済開発局	Department of Economic Development, Government of Dubai (DED)	組織内に知的財産保護部門を有し、商標権者は、DEDの商業保護課に行政措置を申し立てることができる 模倣品の摘発のため、商業施設、市場、店舗の立ち入り調査を行う
ドバイ税関	Dubai Customs	輸出入品の検査と監視等を行う
ドバイ警察	Dubai Police	組織内に模倣犯罪対策部門、商業詐欺及び海賊版対策部を有し、模倣品・海賊版の取締り、捜査、差押え等を行う

ア 経済開発庁（DED）による市場での取締り

国内に流入した模倣品に対し、UAEにおいては経済開発庁（DED）という、不正商品に対して行政的な救済措置を実施している機関が各首長国に存在する。特にドバイDEDは模倣品の取締りに積極的である。また、模倣品の摘発から廃棄に至るまでのプロセスを同庁内で完結させることができるため、刑事裁判による救済措置よりも期間が短く、高い費用対効果が見込まれる。DEDによる取締りは原則として商業施設が対象となる。

イ 警察による市場での取締り

UAEでは各首長国警察も市場での模倣品の取締りを行っており、他の首長国警察同士又はDEDとの共同捜査・摘発等も行われている。警察は商業施設以外、例えば郊外の倉庫等も取締り対象とすることができ、この点においてDEDの行政摘発と異なる。警察の捜査後は、検察庁に事件が送致され、そこからさらに裁判所に公訴提起される。

23.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

水際措置はUAEの各首長国の税関によって行われる。本調査研究では、特にドバイ税関において利用可能な措置を取り上げる。

UAEは2003年1月に制定されたGCC統一関税法の加盟国であり、監督当局の承認があるものを除き、禁制品、制限品及び侵害品の輸入、輸出及びトランジットを禁じている（GCC統一関税法第24条）。「禁制品」とは「法の規定により輸入又は輸出が禁止されているあらゆる商品」（同法第2条第26項）をいい、「制限品」とは「法の規定によりその輸入又は輸出を制限するあらゆる商品」（同法第2条第27項）をいう。

ドバイにおいて、法律上は、大部分の種類知的所有権は禁制品又は制限品として水際措置の対象となりうるが、実務上はドバイ税関は一般的に登録商標を侵害する商品に関してのみ対処している¹。

表2 水際措置に関する規定の有無^{2,3}

		特許	実用新案 ^{※1}	意匠 ^{※1}	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
輸出	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
トランジット	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
税関登録制度		×	×	×	○ ^{※1}	×

^{※1} 根拠となる規定は、GCC関税法第24条

^{※2} 根拠となる規定は、商標登録に係る税関規定第1条

(2) 水際措置の主な担保法について

UAE（ドバイ）における水際措置の主な担保法はGCC統一関税法である。主な条文を以下に記載する。

<The Common Customs law of the GCC States>

Article 24

By virtue of the provisions of this regulation (law) or any other regulation (law) or resolution, the Customs Administration prohibits admission, transit or exit of the

¹ 本調査における質問票調査に基づく。

² なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

³ なお、ドバイにおいては、法律上は各知的財産権の取締りが可能であるが、実務上は登録商標侵害商品に対応していることに注意が必要。

prohibited goods or infringing goods as well as the entry, transit or exit of any restricted goods except under approval from the competent authorities in the country.

<GCC 統一関税法⁴>

第 24 条

本法又はその他の法又は決議の規定に基づいて、税関当局は、UAE の監督当局から承認を得ている場合を除く制限品の入国、トランジット又は出国と同様に、禁制品又は侵害品の入国、トランジット又は出国を禁止する。

Article 80

The following goods may not be admitted into the free zones and duty-free shops:

4. Goods infringing the laws relating to commercial and industrial property rights and copyright protection in respect of which resolutions have been issued by the competent authorities.

第 80 条

下記の商品は、フリーゾーン及び免税店で取り扱ってはならない：

- (4) 商業及び工業財産権並びに著作権の保護に関する法に反する商品であって、監督当局がした決定に関するもの

(3) 税関登録制度

UAEでは、現在、ドバイ、シャールジャ、ラアス・ル・ハイマにて、商標についての税関登録制度が存在する。ドバイにおいては、商標登録に係る税関規定第1条にて税関登録の制度を定めている。ドバイ税関登録の登録料は200ディルハムで、登録は権利の存続期間中有効である⁵。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までのフロー

ドバイ税関における模倣品の差止から処分に係る手続の概要は以下のとおりである。なお、最終的な模倣品の廃棄権限は税関が有する。

⁴ 引用する GCC 統一関税法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

⁵ 質問票調査に基づく。

手続	手続の説明
1. 問題とされる商標の税関における登録	潜在的な模倣品に関する申立て (complaint) を可能とする前に、税関に商標を登録しなければならない。
2. 請求又は当局の職権による被疑商品の摘発	税関は通常の検査後に商品を差し押さえることができる。この場合には権利者 (又はその現地代理人) に通知が行われ、商品が模倣品であれば、権利者は正式に申立てを行わなければならない。
3. ドバイ税関に対する申立書の提出及び手数料の支払	権利者は、自身の権利を侵害する商品が輸出又は輸入される可能性があると確信する場合、税関に申立てを行うことができる。申立書 (アラビア語で記載すべき) には、商標登録証の写し及び正式な委任状を添付すべきである。権利者は更に、申立てに理由がなかった場合、その結果としての留置、検査、保管、遅延に関する費用を負担する承諾書を提示しなければならない。権利者は更に、申立手数料 2,000 ディルハム及び供託金 5,000 ディルハムを支払わなければならない (供託金は申立が有効であると証明された場合に返還される)。
4. 税関が申立てを審理	税関は、権利者が提出した申立書及び報告書を審査した後、申立てを受理するの可否かについて決定する。
5. 税関が申立てを受理	申立てが受理され、商品が模倣品であると判断された場合、商品は没収・破棄される。権利者はこれに代えて、商品の再利用を選択することができる。

図1 税関における模倣品の差止から処分までの流れ⁶

(5) 費用負担⁷

差止された商品が侵害品でなかった場合、権利者は、当該差押えにより生じたすべての費用及び料金を負担しなければならない。この支払には、当該差止申立てがなされた際に提供された供託金があてられる (商標登録に関する税関規定第7条)。差止された商品が侵害品と判断された場合、当該侵害品の所有者は、当該差押えに係る商品の移送及び破棄の費用を負担しなければならない (同規定第9条)。

(6) 税関と権利者等の連携について⁸

ドバイ税関のIPR部門は、権利者とともに、ドバイ税関の検査官とその職員向けのワークショップを行う啓発教育部門を有する。これらは権利者の要求及びドバイ税関の指示で開催される。また、啓発教育部門では四半期に一度、及び世界知的所有権の日がある4月に、ドバイ税関の検査官、首長国全域の税関及び港の検査官、知的財産専門のUAE政府担当官及びGCCの税関代表者向けの知的財産権保護啓発ワークショップを開催している。これらのワークショップの目的は、検査官に知的財産の考え方を紹介し、権利者が真正な商標と偽造した商標との違いを検査官に教えることにある。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

ドバイ税関は、差し止められた模倣品の数をモニターしているが、一般には公開して

⁶ 質問票調査に基づく。

⁷ 質問票調査に基づく。

⁸ 質問票調査に基づく。

いない。ただしドバイ税関は、個別に請求することで当該情報を提供する場合がある⁹。

23.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

UAEにおける知的財産法は、1992年UAE連邦商標法第37号（「商標法」）、知的な著作物及び著作権の保護に関する2002年UAE連邦法第7号（「著作権法」）及び2002年UAE連邦特許意匠法第17号であり、これらに対する一切の違反が刑事罰の対象となる。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則の内容	規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	規定なし	-
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	拘禁刑及び5,000ディルハム以上の罰金又はそのいずれか	商標法第37条
映画盗撮に関する刑事罰規定	規定なし	-

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

UAEにおいては、現在のところ営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定はない¹⁰。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、商標法の違反として拘禁刑及び5,000ディルハム以上の罰金又はそのいずれかが科される（商標法第37条）。

<商標法¹¹>

第37条 拘禁刑と罰金（無制限）

以下の者は、拘禁刑及び5,000AED以上の罰金又はそのいずれかにより罰せられる。

- 合法的に登録された商標を侵害し、もしくは、純正の商標又はこれに類似する商標により識別される商品及び役務について公衆を混同させるような方法で商標を模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を故意に盗用する一切の者。
- 別な者が登録もしくは所有する登録商標を自らの製品に悪意で使用する一切の者又は当該商標を不法に使用する一切の者。
- 模倣された、模造された、もしくは不法な商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売する意図を有する者。さらに、模倣された、模造された、もしくは不法に使用されている商標の下で、故意に役務を提供し、もしくは提供することを申し出る者

⁹ 質問票調査に基づく。

¹⁰ 質問票調査に基づく。

¹¹ 商標法の日本語は中東模倣対策マニュアル(JETRO) (2009年3月)に掲載の翻訳文を引用した。以下も同様。URL：
<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> (最終アクセス日：2017年1月27日)

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

UAEの現行法上、映画盗撮に関する刑事罰を特別に定めた規定は存在しない¹²。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

ドバイにおいては、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行っていない¹³。

23.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

民事訴訟により、権利者は仮差押命令（仮差押命令発行から15日以内に本訴訟を提起しなければならない）、商品が模倣品であることを宣誓する差押命令、訴訟費用及び損害賠償の請求といった民事救済を求めることができる。また、UAEにおいては民事訴訟を刑事訴訟に併合することも可能である。

表4 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	自らが被った損害に対する適切な額	商標法第40条
追加的損害賠償制度	規定なし	-

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について¹⁴

UAE商標法第40条では、商標侵害により損害を被った権利者は、当該損害を与えた者に対し、自らが被った当該損害に対し適した賠償を求める訴えを管轄裁判所に提起できる旨を規定している。追加的損害賠償制度は現行法上存在しない。

<商標法>

第40条 民法に基づく損害賠償の請求

本法の第37条及び第38条に規定される行為の結果として損害を被った者は、裁判管轄を有する民事法廷に当該損害の原因となった者を提訴し、自らが被った損害に対する適切な額の賠償を請求することができる。

<商標法>

第40条 民法に基づく損害賠償の請求

本法の第37条及び第38条に規定される行為の結果として損害を被った者は、裁判管轄を有する民事法廷に当該損害の原因となった者を提訴し、自らが被った損害に対する適切な額の賠償を請求することができる。

¹² 質問票調査に基づく。

¹³ 質問票調査に基づく。

¹⁴ 質問票調査に基づく。

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

ドバイにおいては、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行っていない¹⁵。

¹⁵ 質問票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>